

〒700-0000
岡山市北区大供 1-1-1

岡山太郎 様
(20-1)

岡 山 市 長

印

岡山市立放課後児童クラブ入所不許可通知書

申請のありました児童クラブの入所については、次の理由により不許可となりましたので通知します。

児 童 の 氏 名	岡山花子 (002036)
児 童 の 生 年 月 日	平成 26 年 10 月 15 日
不 許 可 の 理 由	岡山市放課後児童クラブ条例施行規則第 2 条に基づく定員を超えたため

※教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。